形不良箇所等の解消を主な目的として、宮崎県条例及び鹿児島県条例に定める第１種第３級の規格による２車線及び４車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、宮崎県条例及び鹿児島県条例等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、各インターチェンジ間それぞれにおいて、東側ルート案、中間ルート案及び西側ルート案の３案による検討が行われている。梅北インターチェンジから金御岳インターチェンジの区間においては、申請案である東側ルート案と他の２案と比較すると、取得必要面積が最も少ないこと、橋梁数が最も少なく、橋梁の延長が最も短く、土工バランスが最も優れること、事業費が最も廉価となることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案し、申請案が最も合理的であると認められる。金御岳インターチェンジから末吉インターチェンジの区間においては、申請案である中間ルート案と他の２案と比較すると、取得必要面積が最も少ないこと、橋梁数が２番目に少なく、橋梁の延長が２番目に短く、土工バランスが最も優れること、事業費が最も廉価となることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案し、申請案が最も合理的であると認められる。末吉インターチェンジから松山インターチェンジの区間においては、申請案である中間ルート案と他の２案と比較すると、取得必要面積が最も少ないこと、橋梁数が２番目に少なく、橋梁の延長が２番目に短く、土工バランスが最も劣ること、事業費が最も廉価となることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案し、申請案が最も合理的であると認められる。松山インターチェンジから有明北インターチェンジの区間においては、申請案である中間ルート案と他の２案と比較すると、取得必要面積が２番目に少ないこと、橋梁数が最も少なく、橋梁の延長が最も短く、土工バランスが最も優れること、事業費が最も廉価となることなどから社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案し、申請案が最も合理的であると認められる。有明北インターチェンジから伊崎田インターチェンジの区間においては、申請案である中間ルート案と他の２案と比較すると、取得必要面積が最も少なく、支障物件数が２番目に少ないこと、橋梁数が最も少なく、橋梁の延長が最も短く、土工バランスが最も優れること、事業費が最も廉価となることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案し、申請案が最も合理的であると認められる。伊崎田インターチェンジから有明東インターチェンジの区間においては、申請案である中間ルート案と他の２案と比較すると、取得必要面積が最も多いものの、宅地面積及び支障物件数が２番目に少ないこと、橋梁数が最も少なく、橋梁の延長が最も短く、土工バランスが最も優れること、事業費が最も廉価となることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案し、申請案が最も合理的であると認められる。有明東インターチェンジから志布志インターチェンジ（仮称）の区間においては、申請案である中間ルート案と他の２案と比較すると、取得必要面積が最も少ないこと、橋梁数が２番目に少なく、橋梁延長が２番目に短く、土工バランスが最も優れること、事業費が最も廉価となることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案し、申請案が最も合理的であると認められる。

なお、五十町インターチェンジから今町インターチェンジ間は、平成12年12月28日付けで都市計画決定し、平成17年４月４日付けで都市計画変更された都市計画と、のり面等を除き、基本的内容については整合しているものである。

さらに、本体事業の施行に伴う県道及び市道の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

3⑴で述べたように、本件地域内の広域ネットワークが形成されることで、自動車交通の高速化及び定時性の確保による利便性が向上し、物流の効率化等が図られるとともに、現道は線形不良箇所及び道路幅員を満たさない区間が多数存するほか、自然災害による通行止めが度々生じていること、また、一部区間において慢性的な交通混雑が発生しているなどのことから、できるだけ早期に安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があると認められる。

また、都城市長を会長とする都城志布志道路建設促進協議会等から本件事業の整備促進に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　宮崎県都城市役所、鹿児島県曽於市役所及び同県志布志市役所

第６　収用又は使用の手続が保留されている起業地　宮崎県都城市梅北町地内

鹿児島県曽於市末吉町南之郷字大内田、字野中田、字樋ノ口、字大沢津、字中川原、字逆水、字カナヅ、字陳ノ前、字櫓山、字牧、字松ヶ迫、字黒房、字ホキ山及び字後原畑地内

鹿児島県志布志市志布志町安楽字見帰、字宮ノ上、字下堀、字坂上及び字廿割並びに志布志町志布志字見帰、字尖堀及び字仮又地内

○山口県公安委員会告示第二十六号

次の特定危険指定暴力団等につき、公示事項の一部に変更があったので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十条の八第四項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年六月二十七日

山口県公安委員会委員長　弘田　公

特定危険指定暴力団等

平成二十四年十二月二十七日山口県公安委員会告示第五十六号に係る特定危険指定暴力団等（五代目工藤會）

変更前

指定番号　九〇一三一一

変更後

指定番号　九〇一六一一

○福岡県公安委員会告示第百七十九号

次の特定危険指定暴力団等につき、公示事項の一部に変更があったので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十条の八第四項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年六月二十七日

福岡県公安委員会委員長　杉　美奈子

特定危険指定暴力団等

平成二十四年十二月二十七日福岡県公安委員会告示第三百五十九号に係る特定危険指定暴力団等（五代目工藤會）

変更前

指定番号　九〇一三一一

変更後

指定番号　九〇一六一一